商品概要説明書

ジャックス保証新リフォームローン

（2020 年 4 月 1 日現在）

商品名	新リフォームローン
ご利用いただける方	【共通要件】 ①安定・継続した収入のある方 ②当ＪＡ指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方 ③その他当ＪＡが定める条件を満たしている方 【一般型：全農提携型：住宅利用者型】 ④お借入申込時の年齢が満 20 歳以上お借入時の年齢が 65 歳以下であり、最終償還時の年齢が満 79 歳以下の方 【住宅利用者型】 ⑤当ＪＡにて新規に住宅ローンをご契約される方。または、当ＪＡにて住宅ローンを利用中の方で、返済遅延のない方 【空き家等解体型】 ⑥お借入申込時の年齢が満 20 歳以上お借入時の年齢が 65 歳以下であり、最終償還時の年齢が満 75 歳以下の方 ⑦対象物件が次の方の所有物件であること ・本人 ・配偶者 ・本人または配偶者の親 ・本人または配偶者の祖父母 ・本人または配偶者の曾祖父母 ・本人または配偶者の叔父、叔母、（伯父、伯母） ・本人または配偶者の兄、弟、姉、妹 ・本人の子 ※　当該物件の所有者が本人以外の場合には、所有者の「同意書」が必要となります。
資金使途	【一般型：住宅利用者型】 ①住宅の増改築資金およびバリアフリー工事資金 ②住宅の設備機器および介護機器購入資金 ③外構工事資金（植樹・造園資金を含みます。） ④自己の所有するアパートのリフォーム資金 ⑤太陽光発電システム、エコキュート等環境配慮型設備購入および付帯工事資金 ⑥10kw 以上 50kw 未満の産業用太陽光発電システム購入および付帯工事資金 ⑦耐震強化工事資金等

資金使途	⑧上記①～⑦のリフォーム資金とリフォームローンのお借換えを合わせた資金 ⑨上記①～⑦のリフォーム資金と住宅ローンのお借換えを合わせた資金（お借入れ中の住宅ローンのご返済実績が５年以上あることが条件となります。） ⑩リフォームローンのお借換資金 ⑪上記①～⑨の資金と同時に家電、家具を購入するための資金 【全農提携型】 ⑫全国農業協同組合連合会長野県本部が指定した業者が施工する太陽光発電システムの設置・導入資金 ⑬上記⑫と併せて行う改装・補修資金 【空き家等解体型】（事業性、転売目的の場合はご利用できません） ⑭空き家の解体にかかる資金 ⑮空き家解体後の駐車場等の造成にかかる資金や、土地の有効活用に係る各種設備資金 ⑯空き家を賃貸するための改築・改修資金 ⑰空き家の防災・防犯上の設備対策資金
借入金額	【一般型：全農提携型：住宅利用者型】 ○10 万円以上 1,500 万円以下とし、1 万円単位とします。なお、資金使途に上記資金使途⑥を含む場合は、2,000 万円をとします。 ○自営業者の方については 1,000 万円以下とします。 ○お借換資金のみの場合は、現在お借入れ中のローンの残存一括償還額を上限とします。 ○資金使途が上記⑪の場合、家電、家具を購入するための資金の上限は 50 万円とします。 【空き家等解体型】 ○10 万円以上 500 万円以下とし、１万円単位とします。
借入期間	【一般型：全農提携型：住宅利用者型】 ○６か月以上 20 年以内とし、１か月単位とします。 ○お借換資金のみの場合は、現在お借入れ中のローンの残存償還期間を上限とします。 【空き家等解体型】 ○６か月以上 10 年以内とし、１か月単位とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（当ＪＡの定める短期プライムレート）により年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

<table>
<tr><td></td><td>○利率は店頭に掲示します。詳細は、当ＪＡ融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え６か月ごとの特定月に増額して返済する方式）のいずれかをご選択いただけます。
ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内となります。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
※保証機関の審査、お借入れの条件によっては、保証人が必要となる場合があります。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>【一般型：全農提携型：住宅利用者型】
○ご加入者が万一死亡された場合に、共済金によりローンの元金残高が返済される「団体信用生命共済」に、原則ご加入いただきます。
なお、共済掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
</table>
○500 万円以内で 15 年以内のお借入れの場合は、ご加入は任意です。
※詳しくは当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
【空き家等解体型】
○ご加入不要です。</td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年０．３％</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○お借入に際しては、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。
また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（注）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
（注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。
また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</td></tr>
</table>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当ＪＡ担当部署(注)またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　紛争解決センター　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

長野県ＪＡバンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 松本市 金融共済部 融資課（電話：0263-87-7481）